

# 遠軽町の児童生徒の体育文化団体を対象に 貸切バスを利用する経費の一部を補助します

## 事業目的

遠軽町では、小中高等学校の児童生徒が各種大会等に出場するため、町内事業者が所有又は運行する貸切バスを利用する場合に、貸切バス代の一部を補助し、体育文化活動の振興と保護者の負担軽減を図ることで子育てを支援します。

## 補助対象

対象となる団体は、次の4項目全てを満たす団体が対象になります。

- ① 各種大会、練習試合、研修会等（以下「大会等」という。）に参加する団体
- ② 町内小中学校及び高等学校に在籍する児童生徒で構成する団体
- ③ 町内事業者が所有又は運行する貸切バスを使用する団体
- ④ 大会等に参加するため、他の補助金や助成金を受けていない団体

## 補助対象経費と補助額

貸切バスの運賃・料金又はリース料金を対象経費とし、半額（限度額3万円、千円未満切り捨て）を補助します。ただし、2台以上必要な場合は、3万円に台数を乗じた額を限度額とします。補助回数は、1団体につき年度内4回までとします。

また、貸切バスを利用し大会等へ参加する場合で、備品等の運搬のために借り上げた車両に係る経費も補助の対象となります。

## 申請に必要なもの

補助を希望される団体は、次の書類を遠軽町役場総務部企画課に提出してください。

### ■ 概算払を希望する場合

- ① 申請時（大会等の概ね2週間前まで）
  - ・ 遠軽町貸切バス利用補助金交付申請（請求）書※
  - ・ 貸切バス使用に係る経費を確認することができる見積書
  - ・ 大会等への参加を確認することができる大会要項などの書類
  - ・ 大会等参加者名簿（バス利用者及び利用人数の確認できるもの）
- ② 大会等終了後（60日以内または該当年度の3月31日のいずれか早い日）
  - ・ 遠軽町貸切バス利用補助金実績報告書※
  - ・ 貸切バス使用に係る経費を確認することができる領収書
  - ・ 大会結果などの書類
  - ・ 大会等参加者名簿（バス利用者及び利用人数の確認できるもの）

### ■ 精算払を希望する場合

- ・ 遠軽町貸切バス利用補助金交付申請（請求）書（60日以内または該当年度の3月31日のいずれか早い日）
- ・ 貸切バス使用に係る経費を確認することができる領収書
- ・ 大会等への参加を確認することができる大会要項・大会結果などの書類
- ・ 大会等参加者名簿（バス利用者及び利用人数の確認できるもの）

※ 交付申請（請求）書等の様式は、遠軽町ホームページからダウンロードできます。  
<https://engaru.jp/parenting/page.php?id=159>

## 問合せ及び申請先

遠軽町役場総務部企画課（遠軽町1条通北3丁目1番地1 本庁舎2階）  
TEL0158-42-4818

## 遠軽町貸切バス利用補助事業に関する Q&A

### **マイクロバスだけをレンタルし、運転手が自前の場合は補助の対象になりますか。**

補助の対象になります。この場合、レンタル料のほかに燃料代、高速道路使用料※、駐車場代などの運行に係る経費が対象になりますので、領収書を添付してください。

また、道外で開催される強化試合等に参加するため利用した場合は、道内の移動に係る経費のみ対象となります。

※ETC 搭載車の場合、インターネットの「ETC 利用照会サービス」から利用証明書を発行し、添付してください。

### **全道大会に出場するため、他の補助金が交付されました。貸切バス代は補助の対象になりますか。**

例えば、遠軽町教育委員会の補助金が交付された場合は、貸切バス代や宿泊費等が補助対象経費になっているため、重複して補助することはできません。他の補助金において、貸切バス代が補助対象経費ではない場合、この補助金の対象になりますので、事前に御相談ください。

### **学校の部活動で練習試合に行くため、貸切バスを使用します。どのように申請すればよいですか。**

学校の部活動単位で申請してください。団体名は、〇〇学校〇〇部とし、代表者は顧問の方を記入してください。なお、補助金は、学校が指定する口座（学校長名義）に振り込むこととします。

### **部活動やスポーツ団体以外の活動で貸切バスを使用する場合は対象となりますか。**

修学旅行、宿泊学習、模擬試験、学校行事等、体育文化活動以外の活動は、対象なりません。

### **練習試合のため、大会要項を添付することができません。どのような書類を提出すればよいですか。**

大会要項等がない場合、保護者に周知する文書の写しや参加状況がわかる写真（日付入り）などを添付してください。

### **概算払で補助金の交付申請をしました。荒天により大会遠征が中止になった場合又は現地到着後に大会が中止になった場合、どのような手続きをすればよいですか。**

大会遠征が中止になった場合は、変更・中止承認申請書を提出し、補助金を戻入してください。

現地到着後に大会が中止になった場合は、実績報告書と変更・中止承認申請書を併せて提出し、補助金を戻入する必要はありません。

### **複数の団体で利用する場合の補助金はどうなりますか。**

複数校の部活動による乗り合わせや男子と女子の乗り合わせ等の場合、同乗するすべての部活動等が連名で申請し、すべての部活動等が制度を1回利用した取り扱いとなります。

